

議案第9号

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和3年9月6日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の給与に関する条例(平成18年橋本市条例第62号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第21条の2 前条第1項に規定する職にある職員(次項において「<u>管理監督職員</u>」という。)が、<u>臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)</u>に、<u>規則で定める勤務に従事した場合には、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給することができる。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、<u>管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に、規則で定める勤務に従事した場合は、当該職員に管理職員特別勤務手当を支給することができる。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項の規定による勤務に従事した場合 <u>同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。</u></p> <p>(2) 前項の規定による勤務に従事した場合 <u>同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第21条の2 前条第1項に規定する職にある職員が、勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に、<u>市長が別に定める勤務に従事した場合には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、<u>管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項の規定による勤務に従事する時間が6時間を超えることとなる勤務1回について1万2,000円を超えない範囲内において<u>市長が別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して市長が別に定める勤務にあっては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(2) 前項の規定による勤務に従事した場合、<u>同項の勤務一回につき、6,000円を超えない範囲内において市長が別に定める額とする。</u></p> <p>4 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

2 橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 26 年橋本市条例第 63 号)の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 21 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「前条第 1 項に規定する職にある職員(次項において「<u>管理監督職員</u>」という。)<u>が</u>」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 26 年橋本市条例第 63 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員(次項において「<u>管理監督職員</u>」という。)<u>が</u>」と、給与条例第 19 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 167.5」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 21 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「前条第 1 項に規定する職にある職員が」とあるのは「前条第 1 項に規定する職にある職員及び橋本市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成 26 年橋本市条例第 63 号)第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第 19 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 167.5」とする。</p>